## 本名町本名後(神園)

# 2. 集落戦略 (集落の将来像)

2-1協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状(複数可)

		70117	可不像と頃またに未得り光仏(接数門)
集落0	り現状		担い手の詳細
	担い手等が確	寉保でる	きており、耕作を継続していく
			農業者 (協定内)
			農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)
			農業者(協定外)
			農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)
	担い手等が研	催保でき	きているが、全ての委託希望は受けられない
	-		農業者 (協定内)
			農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)
			農業者(協定外)
			農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)
$\circ$	担い手等が確	在保で さ	きていない
	耕作を継続し	している	きたいが、耕作条件の悪い農地がある
	耕作を継続し	している	きたいが、農業所得が低い
$\circ$	耕作を継続し	している	きたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
$\circ$	鳥獣被害が滲	架刻でる	<b>あり、耕作意欲が減退している</b>
	集落の自治	(コミ:	ュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている
	(具体的に言	己載)	
	具体的内容:	: 00	~
	その他(自日	自記載)	
	その他(目目	日記載)	

### 2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性(複数可)

4	ム来俗のが外で	
	対策の方向性	担い手の詳細
	耕作放棄の懸念は	なく、集落の課題もないことから、対策は不要
$\circ$	協定内で担い手を	育成・確保
		○ 農業者
		農地所有適格法人、農業生産組織等
		新規就農者
0	協定外で担い手を	確保
		○ 農業者(協定外)
		農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)
	基盤整備等により	耕作条件を改善
	農産物の高付加価値	値化により所得の向上を図る
	新たな作物の導入し	により所得の向上を図る
	省力化技術の導入	や外注化等により労働負担の軽減を図る
	耕作継続が困難な	農用地の林地化
	放牧利用による農力	用地の管理
0	鳥獣被害防止対策の	の実施
0	集落の自治(コミ	ュニティ)機能の強化
	その他(自由記載)	

#### 2-3具体的な対策に向けた検討(複数可)

※「2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

	- '
	検討を要する事項
0	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部(市町村・都道府県を含む)からの助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他(自由記載)

#### 2-4今後の対策の具体的内容及びスケジュール (決まり次第記載)

%「2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

- ・R2.4 役員会・総会
- ・R2.5 農道用悪水路等草払い
- · R2.6 農導水路等法面点検
- ・R2.7 農導水路等法面点検・農導水路等草払い
- ・R2.9 農道水路等法面点検・イノシシ防除電柵張り
- · R2.10 役員会
- ・R2.11 用悪水路草払い・農道補修作業
- ・R2.12 全員会・参加農家全員集会・農道草払い

R2より全員会・参加農家全員集会にて農地活用のあり方や今後の担い手について話し合う予定

#### 2-5農業生産活動等の継続のための支援体制

(第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制)

	第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
	農地所有適格法人が支援する
	JAが支援する
	集落営農組織が支援する
	農業者が支援する
0	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他(自由記載)

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要(本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除)。